

中防災第 11 号
(中防消第 33 号)
平成13年 5月31日

各指定行政機関の長
(関係都道府県防災会議会長) 殿
各指定公共機関の代表者

中央防災会議会長
小泉 純一郎

出水期における防災態勢の強化について

貴職におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、人命の保護を第一義として、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、関係機関(市町村防災会議)に対する指導方よろしく(対しても周知されるよう)お願いする。

記

1. 近年における災害の状況にかんがみ、土砂崩れ、河川のはん濫等による災害の発生を未然に防止するよう、関係機関との緊密な連携の下に、
 - 災害発生のおそれのある危険箇所等の巡視・点検の徹底
 - 異常降雨時におけるダム等の管理の強化
 - 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底
 - 警戒避難態勢の強化等に万全を期すること。
また、住民等の安全確保には災害発生時の情報伝達が重要であることに鑑み、こうした情報伝達体制の充実を図るため、マスメディアとの連携を始め、広報誌、防災行政無線等、多様な伝達手段を整備し、確実な災害情報の提供を進めること。
さらに、これらの施策の実施に当たっては、高齢者、障害者等災害弱者に十分配慮し、特に災害弱者関連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努めること。
なお、地下空間における浸水対策についても十分配慮すること。
2. 災害復旧事業施行中の箇所については、再度災害を未然に防止するため、適切な措置を講じること。
特に、最近の地震・火山噴火等により被災した箇所については、二次的な土砂災害に十分留意し、万全の措置を講ずること。
3. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を講じるよう格段の配慮を行うこと。
4. 中央防災会議において決定した土砂災害対策推進要綱(昭和63年3月)及びその後の見直しに基づき各般の具体的な施策を推進すること。
5. 平成12年4月に当会議関係局員会議が提言した「豪雨災害対策のための情報提供の推進」に十分留意し、特に、土砂災害の警戒避難体制の基準となる指標の設定を促進するとともに、平常時から豪雨災害等の特性を踏まえた避難所の安全性の確保に十分配慮すること。